

令和3年度愛媛県高齢者福祉施設等における  
新型コロナウイルス感染症検査事業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 令和3年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査事業支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要な自主検査（PCR検査又は抗原検査であって、行政検査によらないものをいう。以下同じ。）を、高齢者福祉施設・事業所（以下「高齢者施設等」という。）においては職員を対象に、障がい福祉施設・事業所（以下「障がい福祉施設等」という。）及び保護施設等においては職員及び入所者を対象に行うために、市町が支出する経費を県が補助することにより、施設等の負担を軽減し、もって利用者への安全なサービス提供の確保に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高齢者施設等 次のアからウまでに掲げるもの全てをいう。

ア 介護保険施設 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

イ 介護サービス事業所 訪問介護（第一号訪問事業を含む。）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護（第一号通所事業を含む。）、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防支援（第一号介護予防支援事業を含む。）を提供する事業所

ウ その他の高齢者施設 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、生活支援ハウス

(2) 障がい福祉施設等 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立生活援助、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所支援、相談支援、障害児相談支援を提供する施設・事業所、障害者就業・生活支援センター、地域活動支援センター、小規模作業所、身体障害者福祉センター、視聴覚障害者情報提供施設

(3) 保護施設等 救護施設、生活困窮者一時宿泊施設、生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業の事業所

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要な自主検査を、高齢者施設等においては職員を対象に、障がい福祉施設等及び保護施設等においては職員及び入所者を対象に行うために、経費を支出する市町とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市町の長が、次のいずれかに該当する者に対し自主検査を行った施設等を運営する法人等に対して、令和4年3月31日までに支給し、又は同日時点において支給が見込まれる経費及び市町が施設等に対して行う自主検査に係る広報等の事務に要した経費とする。

(1) 障がい福祉施設等及び保護施設等の入所系施設等に新たに入所する利用者

(2) 高齢者施設等、障がい福祉施設等及び保護施設等において、業務に関連する資格試験受験又は研修受講、冠婚葬祭（二親等以内の親族に係るものに限る。）その他のやむを得ない理由により、県外の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態措置を実施すべき区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域と県とを往来した職員等（帰県後1週間以内に自主検査を受けた職員等に限る。）

(3) その他県が必要と認める利用者及び職員

2 前項に掲げる経費のうち次の各号に該当する者の自主検査に要する経費について施設等を運営する法人等に対して支給し、又は支給が見込まれる経費は補助対象経費から除くものとする。

(1) 厚生労働省所管の疾病予防対策事業費等補助金の交付を受けて市町が実施する検査助成事業の対象となる高齢者及び基礎疾患を有する者

(2) 他の補助金等（市町が施設等の自主検査を推進するために本事業の上乗せとして交付する補助金を除く。）の交付を受けて自主検査を行う者

(3) 自主検査の結果、陽性と判定された場合で、直ちに保健所に連絡を行わなかった者（検査機関等が保健所に発生届を提出した場合を除く。）

(補助金の額)

第6条 交付する補助金の額は、次の各号によって算出された額を合計して得た額とする。ただし、千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(1) 補助対象経費に係る自主検査一件ごとに、次に掲げる額のうち最も少ない額を算出し、その額を合計して得た額

ア 検査一件当たりの基準額 抗原検査にあつては3,000円、PCR検査にあつては5,000円

イ 検査費用の実費

- ウ 別途、県が定める場合はその金額
- (2) 100千円を限度として市町が施設等に対して行う自主検査に係る広報等の事務に要した経費

(補助金の交付申請等)

- 第7条 市町の長は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に、関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
- 2 市町の長は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定等)

- 第8条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに市町の長に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

- 第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）について、その内容を変更（事業の趣旨を変更しない程度の軽微な変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止)

- 第10条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告書)

- 第11条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに補助事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 第7条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第7条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第7条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出

した後において、消費税相当額が確定した場合には、(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第5号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 知事は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 知事は、前条に規定する請求書を受領した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第15条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払いすることができるものとする。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第7号)に、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第16条 補助事業者は、別に定める様式により、別に定める期日までに事業遂行状況を県に報告しなければならない。

(指導監督)

第17条 知事は、補助事業の実施に関して、補助事業者に対し、必要に応じて検査をし、指示を行い、又は報告を求めることがある。

(交付決定の取消し等)

第18条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき
- (2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき
- (3) 補助事業の実施について、不正の行為等があったとき

(加算金及び延滞金)

第19条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期にまでに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(関係書類の保管)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月8日から施行し、令和3年6月1日から適用する。

様式第1号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

市町長 印

令和3年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査事業  
支援補助金交付申請書

このことについて、令和3年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査事業支援補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

（関係書類）

- 1 補助金所要額調書（別紙1）
- 2 その他参考となる書類

補助金所要額調書

(市町名： )

1 第6条第1号関係

区分		一件当たり 基準額 (円)	支給予定 検査件数 (件)	県補助金 所要額 (円)
基準額 (第6条第1号ア関係)	抗原 検査	3,000		
	P C R 検査	5,000		
実 費 (※) (第6条第1号イ関係)				
小計				

(※) 検査1件当たりの検査費用が基準額（抗原検査：3,000円、PCR検査：5,000円）を下回る場合に実費を計上

2 第6条第2号関係

区分	支出予定額 (円)	県補助金 所要額 (円)
施設等への広報等に要した経費		

3 (1 + 2)

県補助金所要額 (円)	
-------------	--

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

市町長 印

令和3年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査事業  
支援補助事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった令和3年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査事業支援補助事業を、下記のとおり変更したいので、令和3年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査事業支援補助金交付要綱第9条の規定により、その承認を申請します。

記

1 補助金

既交付決定額	金	円
変更承認申請額	金	円
差引増減額	金	円

2 変更の理由

（関係書類）

- 1 補助金所要額調書（別紙1）※変更前の数値を上段にカッコ書きで記入すること
- 2 その他参考となる書類



第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

市町長 印

令和3年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査事業  
支援補助事業中止承認申請書

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった令和3年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査事業支援補助事業を、下記のとおり中止したいので、令和3年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査事業支援補助金交付要綱第10条の規定により、その承認を申請します。

記

1 補助事業中止の理由

2 中止の時期

様式第 4 号（第 11 条関係）

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

市町長 印

令和 3 年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査事業  
支援補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があつた令和 3 年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査事業支援補助事業の実績について、令和 3 年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査事業支援補助金交付要綱第 11 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

補助金精算書（別紙 2）

（関係書類）

- 1 実費（第 6 条第 1 号ア関係）で支給した検査の件数及び金額の内訳が分かる書類
- 2 施設等への広報（第 6 条第 2 号関係）の内容が分かる書類

## 補助金精算書

(市町名： )

## 1 第6条第1号関係

区分		一件当たり 基準額 (円)	支給 検査件数 (件)	県補助金 実績額 (円)
基準額 (第6条第1号ア関係)	抗原 検査	3,000		
	P C R 検査	5,000		
実費(※) (第6条第1号イ関係)				
合計				

(※) 検査1件当たりの検査費用が基準額(抗原検査:3,000円、PCR検査:5,000円)を下回る場合に実費を計上

## 2 第6条第2号関係

区分	支出実績額 (円)	県補助金 実績額 (円)
施設等への広報等に要した経費		

## 3 (1+2)

県補助金実績額(円)	
------------	--

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

市町長 印

令和 3 年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査事業  
支援補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があつた令和 3 年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査事業支援補助金について、令和 3 年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査事業支援補助金交付要綱第 11 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第 12 条の補助金の額の確定額  
金 円也
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円也
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円也
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 円也

（注） 参考となる資料を添付すること

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

市町長 印

令和 3 年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査事業  
支援補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があつた令和 3 年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査事業支援補助金について、令和 3 年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査事業支援補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

	金	円
内訳 交付決定通知額	金	円
概算払受領済額	金	円
今回請求額	金	円

第 号  
年 月 日

愛媛県知事 様

市町長 印

令和3年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査事業  
支援補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があつた令和3年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査事業支援補助金について、令和3年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査事業支援補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

	金	円
内訳 交付決定通知額	金	円
概算払受領済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

(注) 概算払を必要とする理由書を添付すること